

V 税額の計算に関する改正

1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定建物等」といいます。）を取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定建物等の取得価額の2%（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には4%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12②）。

なお、改正地域再生法の施行の日から平成29年3月31日までの期間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が取得した特定建物等については、その取得価額の4%（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には7%）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法42の12②）。

(1) 適用対象法人

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページIV 1 (1)参照）。

(2) 指定期間

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページIV 1 (2)参照）。

(3) 適用対象資産

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページIV 1 (3)参照）。

(4) 供用年度

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度と同様です（12 ページIV 1 (4)参照）。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、特定建物等の取得価額に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の日が次の期間のいずれに含まれるかに応じそれぞれ次の算式により計算します（措法42の12②）。

（注） 下記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

○ 改正地域再生法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 4\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 7\%$$

○ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 2\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 4\%$$

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12⑤）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十一）。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成 27 年 5 月 8 日現在、国会において審議中です。

2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の拡充

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、次の(1)及び(2)の要件（適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合は(1)及び(2)イハの要件）を満たす場合（(1)及び(2)イロの要件を満たすことについては所定の証明がされたものに限り、）で、かつ、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行っている場合には、40 万円に基準雇用者数（注 1）を乗じて計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者等（注 2）については 20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12①）。

(1) 適用年度（注 3）及び適用年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないこと。

(2) 次の要件の全てを満たしていること。

イ 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等（注 2）である場合には、2 人以上）であること

- ロ 基準雇用者割合(注4)が10%以上であること
- ハ 給与等支給額(注5)が比較給与等支給額(注6)以上であること

(注1) 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者(その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。注4において同じです。)の数を減算した数をいいます(旧措法42の12②四)。

(注2) 中小企業者等とは、中小企業者(12ページIV1(3)(注)参照)又は農業協同組合等をいいます(旧措法42の12①)。

(注3) 適用年度とは、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度等を除きます。)をいいます(旧措法42の12①)。

(注4) 基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます(旧措法42の12②五)。

(注5) 給与等支給額とは、法人の給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合にはその金額を控除した金額)のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額(その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除きます。)をいいます(旧措法42の12②七)。

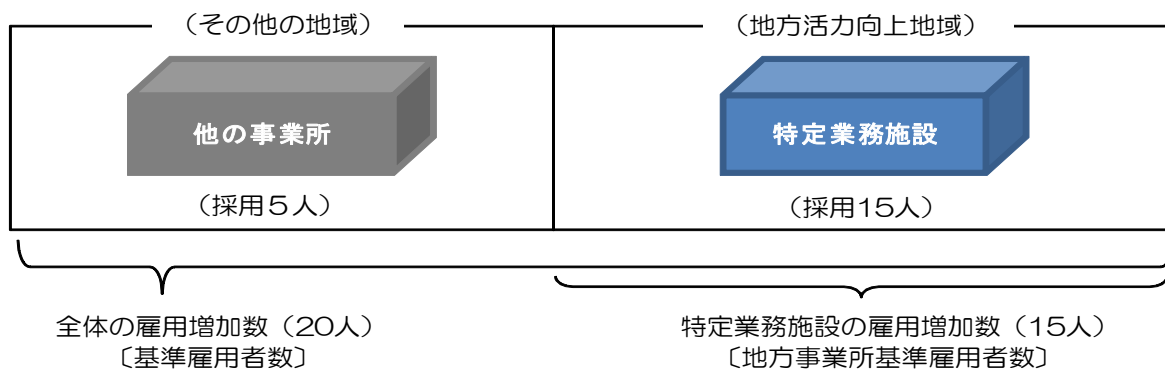
(注6) 比較給与等支給額とは、法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額をその1年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額(以下「適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額」といいます。)に、その適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額に基準雇用者割合を乗じて計算した金額の30%に相当する金額を加算した金額をいいます(旧措法42の12②八)。

〔改正の内容〕

地方活力向上地域における増加雇用者に対する措置として、次のとおり法人税額の特別控除ができることとされました。

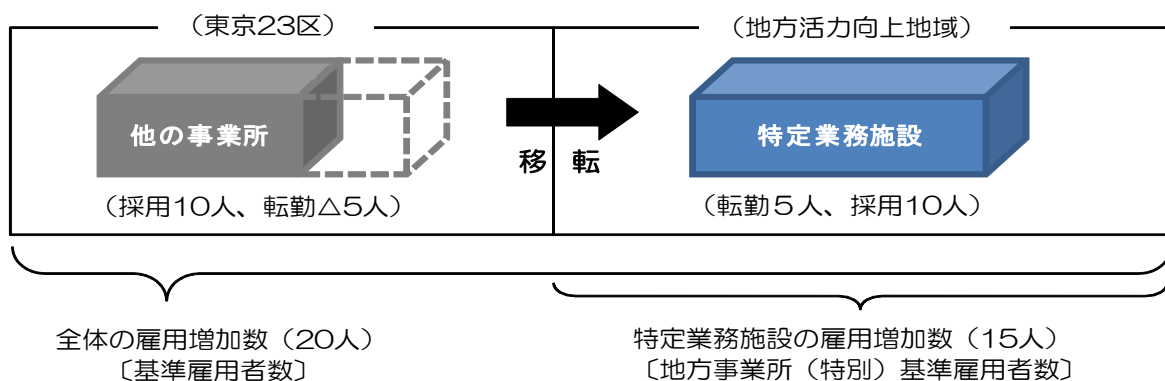
《改正後における本制度全体のイメージ図》

○ 拡充型計画の認定を受けた事業者の場合



- ① $(〔基準雇用者数(20人)〕 - 〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕) \times 40万円$
- ② $〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕 \times 50万円$ (注1)

○ 移転型計画の認定を受けた事業者の場合



- ① $(〔基準雇用者数(20人)〕 - 〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕) \times 40万円$
- ② $〔地方事業所基準雇用者数(15人)〕 \times 50万円$ (注1)
- ③ $〔地方事業所特別基準雇用者数(15人)〕 \times 30万円$ (注2)

- (注1) 下記(1)ハの適用要件の(イ)、(ハ)、(ニ)のみを満たす場合は20万円(この場合、①の適用はありません。)となります。
- (注2) 30万円の特別税額控除は、②の適用を受けた事業年度以降において基準雇用者数及び地方事業所基準雇用者数がマイナスとならない等の要件を満たす場合には、最長3年間適用を受けることができます。
- (注3) ②及び③の算式により計算した金額の合計額が、控除の適用を受けようとする事業年度の調整前法人税額の30%相当額(①及び18ページV1の制度による特別控除額がある場合には、その金額を控除した金額)を超える場合には、その30%相当額が限度とされます。この場合の税額控除は、②→③の順に行います。
- (注4) 次の用語の意義は、次のとおりです。
- イ 拡充型計画とは、11ページIV1《イメージ図》(注1)と同じです。
- ロ 移転型計画とは、11ページIV1《イメージ図》(注2)と同じです。
- ハ 地方活力向上地域とは、地域再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいいます。
- ニ 特定業務施設とは、地域再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいいます。
- ホ 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が地方活力向上地域(同条第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同条第1項第2号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域)において整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12の2⑤五)。
- ヘ 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます(措法42の12の2⑤十)。

(1) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」といいます。)であるものが、適用年度において、一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所基準雇用者数に50万円(又は20万円)を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。ただし、その事業年度の調整前法人税額の30%相当額(基準雇用者数に係る特別控除額〔**制度の概要**〕)又は18ページV1の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額が限度とされます(措法42の12の2②)。

《イメージ図》

特定業務施設
の雇用増加数

× 50万円
又は (注)
20万円

(注) 下記(1)ハの適用要件の全てを満たす場合は50万円、適用要件の(イ)、(ハ)、(ニ)を満たす場合は20万円となります。

イ 適用対象法人

本特例の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者に該当する法人です(措法42の12の2②)。

□ 適用年度

本特例の適用年度とは、改正地域再生法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地域再生法第 17 条の 2 第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）について認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度をいい、設立の日を含む事業年度、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 2 ⑤一）。

ハ 適用要件

本特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります（措法 42 の 12 の 2 ①②⑦）。

- (イ) 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等にあつては、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたこと
- (ロ) 基準雇用者割合が 10% 以上であること又は適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数が零であることにつき、所定の証明がされたこと（50 万円の特別控除の適用を受ける場合に限ります。）
- (ハ) 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
- (ニ) 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと

二 地方事業所税額控除限度額

本特例の法人税額から控除する地方事業所税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 2 ②）。

(算 式)

【上記ハの全ての要件を満たす場合】

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = \text{地方事業所基準雇用者数} \times 50 \text{ 万円}$$

【上記ハの(ロ)以外の要件を満たす場合】

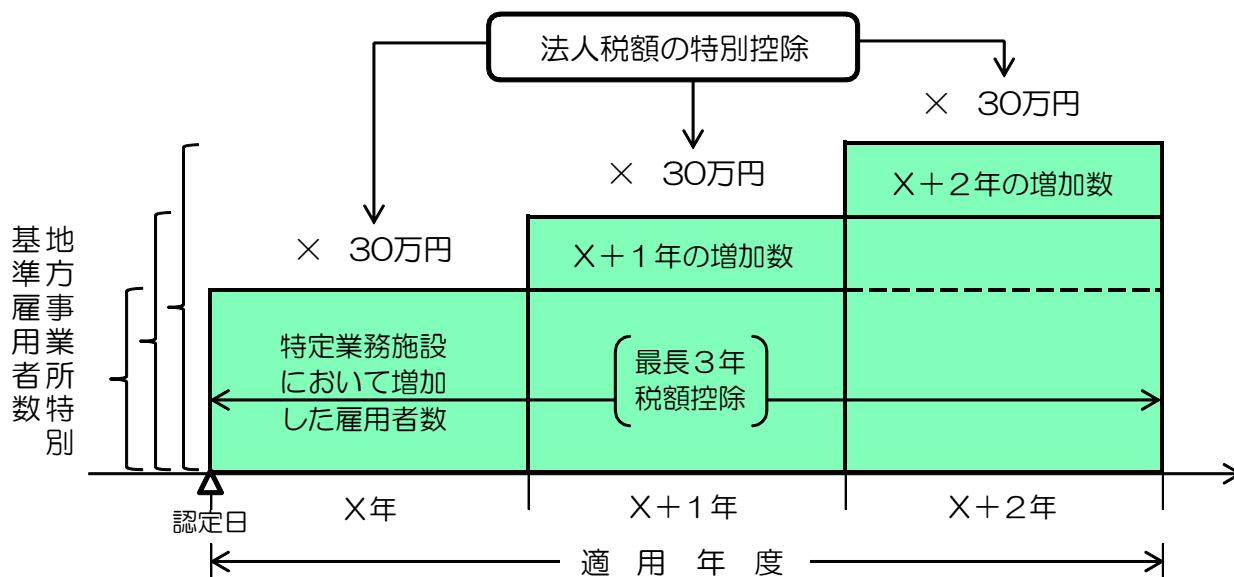
$$\text{地方事業所税額控除限度額} = \text{地方事業所基準雇用者数} \times 20 \text{ 万円}$$

(注) 地方事業所基準雇用者数とその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、上記算式の地方事業所基準雇用者数はその基準雇用者数となります（措法 42 の 12 の 2 ②）。

(2) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち上記(1)の特例の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所特別基準雇用者数に 30 万円を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとされました。ただし、その事業年度の調整前法人税額の 30% 相当額（基準雇用者数に係る特別控除額（〔制度の概要〕）、地方事業所基準雇用者数に係る特別控除額（上記(1)）又は 18 ページ V 1 の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされます（措法 42 の 12 の 2 ③）。

《イメージ図》



- (注1) X年以後の事業年度において、基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数がマイナスとなる場合、その事業年度以後の各事業年度は、この30万円の特別控除の適用はありません。
- (注2) 事業年度が1年に満たない場合又はX年からX+2年までの期間の月数が決算期変更などにより36月とならない場合には、所要の調整計算を行うこととなります。

イ 適用対象法人

本特例の適用対象法人は、上記(1)の適用を受ける又は受けた法人（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）です（措法42の12の2③）。

ロ 適用年度

上記(1)の適用年度と同じです（措法42の12の2⑤一）。

ハ 対象期間

本特例の適用を受ける事業年度は、上記(1)の適用を受ける事業年度以後の各適用年度です。ただし、移転型計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の各事業年度はこの特例の適用はありません（措法42の12の2③）。

ニ 適用要件

本特例は、本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の日1年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされた場合に限り、適用されます（措法42の12の2⑦）。

ホ 地方事業所特別税額控除限度額

本特例の法人税額から控除する地方事業所特別税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の2③）。

(算式)

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = \text{地方事業所特別基準雇用者数} \times 30 \text{万円}$$

(注1) 適用年度が1年に満たない場合（(注2)の場合を除きます。）の上記算式の30万円は、30万円に適用年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額となります（措法42の12の2④）。

(注2) 移転型計画の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日を含む適用年度において、その適用年度が1年に満たない場合及び移転型計画の認定を受けた日を含む事業年度の開始の日からその適用年度終了の日までの期間の月数が36でない場合に該当する場合の地方事業所特別基準雇用者数に乗ずる金額は、次によります(措令27の12の2④)。

$$30 \text{ 万円} \times \frac{\text{その適用年度開始の日から移転型計画の認定を受けた日を含む事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$$

(3) 雇用者の数が増加した場合の特別控除額の見直し

上記(1)の特例の適用を受ける場合の法人税額の特別控除額については、40万円に基準雇用者数から上記(1)の特例の適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除した数を乗じて計算した金額とされました(措法42の12の2①)。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)及び(2)の特例の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数を基礎として計算した金額に限られます(措法42の12の2⑧)。

ロ 上記(1)ハ(イ)、(ロ)及び(ニ)における所定の証明は、確定申告書等に、雇用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかの確認ができる書類を添付することにより行います(措令27の12の2①、措規20の7①)。

ハ 上記《改正後における本制度全体のイメージ図》(注4)ホ及びへにおける所定の証明がされた基準雇用者数とは、確定申告書等に、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域において整備した特定業務施設又は地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された書類を添付することにより証明がされたその基準雇用者数をいいます(措令27の12の2⑤⑥、措規20の7②③)。

ニ 上記(2)の特例の適用を受ける場合には、移転型計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が、基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことを証する書類を添付する必要があります(措令27の12の2⑰、措規20の7⑤)。

(注) 上記ロからニまでに掲げる書類は、法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長がその法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第8条第3項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(雇用促進計画の達成状況、離職者がいないかどうか及び地方活力向上地域において整備した特定業務施設又は地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設に係る雇用者数が確認できるものに限り)の写しとなります(措規20の7①②③⑤)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の3)。

〔適用時期〕

改正地域再生法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1十一、77①、87①)。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成27年5月8日現在、国会において審議中です。

3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合^(注)が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4①）。

（注）試験研究費割合とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（旧措法42の4②二）。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(1)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)により控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4②）。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等^(注)の各事業年度（上記(1)又は(2)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の12%相当額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4⑥）。

（注）中小企業者等とは、中小企業者（12ページⅣ1(3)（注）参照）又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものをいいます。

(4) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、その事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限ります。）における税額控除限度額のうち、上記(1)及び(2)による法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)及び(2)により控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4③）。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有するときにおいても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法42の4⑦）。

(5) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかの場合に該当する場合には、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額につき、上記(1)から(4)までの制度とは別に、その事業年度の法人税額の10%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4⑨）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 増加試験研究費の額^(注1) > 比較試験研究費の額^(注2) × 5%

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額^(注3)

税額控除額 = 増加試験研究費の額 × 30%（増加試験研究費割合^(注4)が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合）

（注1）増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます（旧措法42の4⑨一）。

(注2) 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます(旧措法42の4⑫九)。

(注3) 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます(旧措法42の4⑫十)。

(注4) 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます(旧措法42の4⑫十一)。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額(注5) × 10%

税額控除額 = (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合(*)

(*) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(注5) 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます(旧措法42の4⑫十一)。

(6) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度における上記(1)から(4)までの各制度における税額控除限度額の上限については、その各事業年度の法人税額の30%相当額に引き上げられています(旧措法42の4の2)。

【改正の内容】

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

【制度の概要】(1)及び(3)の制度における税額控除限度額が、当期の調整前法人税額の25%(改正前20%)相当額に引き上げられました(措法42の4①②)。

(注) これらの制度の対象となる試験研究費の額には、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととされました(措法42の4③)。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

【制度の概要】(2)の制度について、次のとおり見直しが行われました。

イ 税額控除限度額が、【制度の概要】(1)及び(3)の制度とは別枠で、当期の調整前法人税額の5%相当額とされました(措法42の4③)。

ロ 税額控除割合が次のとおり引き上げられました(措法42の4③一・二)。

(イ) 国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者(以下「特別研究機関等」といいます。)

と共同して行う試験研究又は特別研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額 30%

(ロ) (イ)以外のもの 20%

ハ 特別試験研究費の範囲について、次のとおり見直しが行われました(措法42の4⑥六)。

(イ) 特別研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人が除外されました(措令27の4⑥一)。

(ロ) 特定中小企業者等(注1)に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等が追加されました(措令27の4⑥七)。

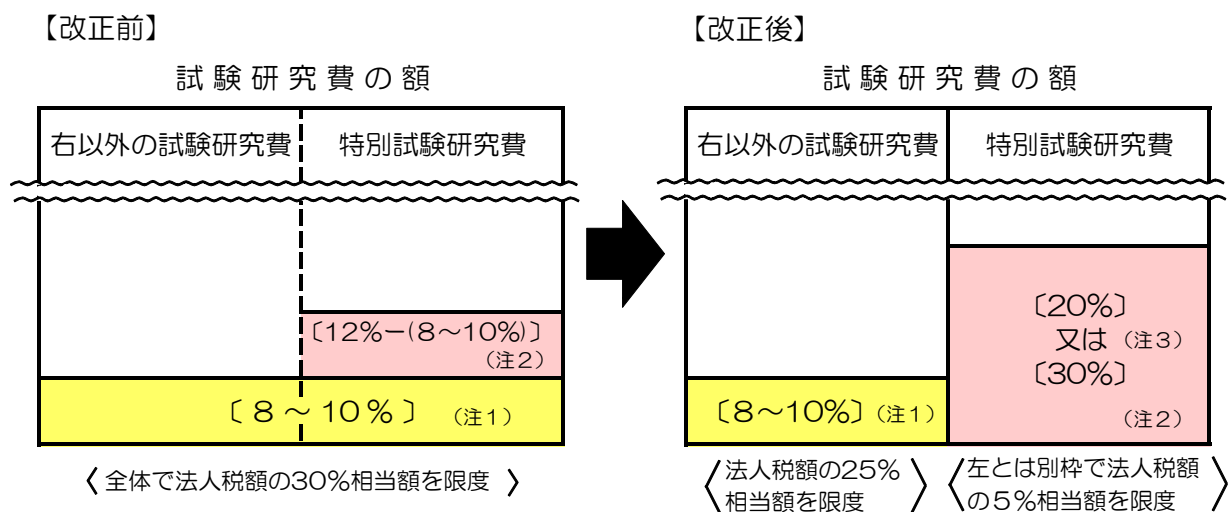
(ハ) 特定中小企業者等(中小事業者等(注2)に限ります。)に対して支払う知的財産権の使用料(注3)が追加されました(措令27の4⑥八、⑦四)。

(注1) 特定中小企業者等とは、中小事業者等、公益法人等その他試験研究を行う一定の機関をいい、特別研究機関等、大学等、その法人がその発行済株式等の総数又は総額の100分の25以上を有している他の法人、その法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の25以上を有している他の者及びその法人との間に支配関係がある他の者を除きます(措令27の4⑥七)。

(注2) 中小事業者等とは、措法第10条第2項に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの、中小企業者(12ページⅣ1(3)(注)参照)で青色申告書を提出するもの及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人に該当するものをいいます(措令27の4⑥七)。

(注3) 知的財産権の使用料の額は、確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされた金額となります(措規20⑩)。

《イメージ図》



改正前の〔 〕は、試験研究費の額に対する税額控除割合を表し、改正後の〔 〕は、区分したそれぞれの試験研究費の額に対する税額控除割合を表します。

(注1) 【制度の概要】(1)による税額の控除額(試験研究割合により8~10%)

(注2) 【制度の概要】(2)による税額の控除額

(注3) 特別研究機関等との共同研究・委託研究の場合は30%、それ以外の場合は20%

(3) 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度の廃止

【制度の概要】(4)の制度は、廃止されました(旧措法42の4③~⑤⑦⑧⑩)。

(4) 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度の廃止

連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度が廃止されました(旧措法42の4⑪⑬、旧措令27の4⑳㉑)。

(5) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例制度の廃止

【制度の概要】(6)の制度は、廃止されました(旧措法42の4の2)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9、旧措法68の9の2)。

【適用時期】

(1) 【改正の内容】の(1)から(3)まで及び(5)は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則72、73、84)。

なお、同日前に開始した事業年度において控除しきれなかった金額については、同日以後に開始する事業年度において法人税額から控除することはできません。

(2) 【改正の内容】の(4)は、連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合におけるその連結子法人の取消日前5年以内に開始した各連結事業年度のうち連結親法人事業年度が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度に係る金額については、従来どおり適用されます(改正法附則73①、84④)。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10①、68の14①、改正法附則1十三、75①、86）	○ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等（13ページⅣ2(2)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅣ2(2)の適用時期等と同じとなります。
(2) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の法人税額の特別控除（旧措法42の12の2、68の15の3、旧措令27の12の2、39の45の3、改正法附則72、88）	○ 本制度は廃止されました。	平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の3①、68の15の4①、措令27の12の3、措規20の8①、22の30①、改正法附則78、89）	○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（13ページⅣ2(4)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅣ2(4)の適用時期等と同じとなります。
(4) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の4①②、68の15の5①②）	○ 雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の法人の区分に応じそれぞれ次の割合に引き下げられました。 イ 中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 平成28年4月1日以後に開始する適用年度について3%以上（改正前5%以上） ロ イ以外の法人 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について4%以上（改正前5%以上）	—